「私が、令和4年12月から、山梨県警察本部捜査一課●●や刑事企画課● ●などに、東京地検や名古屋高等検察庁、長野県警察の警察職員、松本市内 の飲食店など、職権乱用罪や名誉棄損など口頭告訴を行った事から不受理された経過や、警務課●●、●●など情報公開を行った。また、甲府警察署の 生活安全課●●、交通課、刑事課●●、●●など告訴を行ったなど、現在まで山梨県警察本部と甲府署に残る審査請求人に関する全記録(メモ、電子記録を含む)を開示請求します。また、これらの甲府署と山梨県警察本部や課 が違うもの、また、松本署やその他の地方公共団体や検察庁などに私に関する事で問い合わせなどしたもの含む、私に関する全記録を請求します。(令和4年12月から現在までの期間に甲府署、山梨県警察本部に残る)」の一部開示決定の件				
開示請求年月日	令和5年3月2日	実施機関の決定年月日	令和5年4月3日	
実施機関(担当課)	山梨県警察本部	決 定 内 容	一部開示決定	
特定した保有個人情報 1 警察安全相談記録簿(請求内容に係るもの) 2 告訴等相談・申出簿(請求内容に係るもの) 3 告訴等相談・申出経過簿(請求内容に係るもの) 4 告訴・告発(A)カード(請求内容に係るもの) 5 告訴・告発(B)カード(請求内容に係るもの) 6 事件管理票(請求内容に係るもの) 7 開示請求対象文書の誤通知について				
不 開 示 部 分(争いになった部分のみ) 不 開 示 理 由				
① 警察職員の氏名及び印影(慣行として公にされている者及び印影及び審査請求人が知り得る職員の氏名のうち姓の部分を除く。) 山梨県個人情報保護条例第16条第3 (第三者の個人情報) 該当			報保護条例第16条第3号	
② 犯罪捜査等に係る情報		共の安全と秩	山梨県個人情報保護条例第16条第5号(公 共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそ れがある情報)該当	
審査請求年月日	令和5年5月5日 (同月9日受理)	諮 問 年 月 日	令和5年8月2日	
答申年月日	令和6年7月5日	摘 要		
実施機関が不開示とした警察職員の氏名及び印影については、山梨県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第16条第3号所定の不開示情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの)に該当するか。 同じく不開示とした犯罪捜査等に関する情報については、条例第16条第5号所定の不開示情報 (公共の安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報)に該当するか。				
1 審議会の結論 山梨県警察本部が令和5年4月3日付け梨務企第1号で審査請求人に対して行った保有 個人情報一部開示決定処分については妥当である。 審 2 審議会の判断の理由 (1)警察職員の氏名及び印影				
議 審議会が警察安全相談記録簿(請求内容に係るもの)、告訴等相談・申出簿(請求内容に係るもの)、告訴等相談・申出経過簿(請求内容に係るもの)、告訴・告発(Aカード)(請求内容に係るもの)、告訴・告発(Bカード)(請求内容に係るもの)及び事件管理票(請求内容に係るもの)を確認したところ、当該文書の不開示部分には、警察職員の印影、氏名				

結

論

等

の全て又は氏名のうち姓を除いた部分が記載されていた。

当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第16条第3号に該当する。

なお、同号ただし書イ、ロ、ハにおいては、審査請求人以外の個人に関する情報であって も不開示とならない旨が規定されており、以下その点について検討する。

まず、同号ただし書イにおいては、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は、不開示情報とならない旨が規定されている。これには、審査請求人が既に知り得ている情報や今後知り得る情報のみならず、既に公にされている情報が含まれる。実施機関では、警部又は同相当職以上の職員については氏名を公にしているものの、当該不開示部分に記載された警察職員は、そのいずれにも該当しておらず、氏名が公にされていない。また、審査請求人が会ったことがあり名前を記録していると主張する警察職員について、実施機関は、その姓の部分を開示している。これらのことから、当該不開示情報は、同号ただし書イに該当するとは認められない。

次に、同号ただし書口においては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報とされているが、当該職員の氏名を開示することが、これに該当する特段の事情は認められない。

さらに、同号ただし書いにおいては、当該個人が公務員である場合、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は不開示情報とならない旨が規定されている。当該不開示部分は、警察職員の氏名又は氏名の一部であり、同号ただし書いに該当しないことは明らかである。

したがって、当該不開示部分については、条例第16条第3号に該当し、不開示が妥当である。

(2) 犯罪捜査等に関する情報

審議会が告訴等相談・申出経過簿(請求内容に係るもの)及び告訴・告発(Bカード)(請求内容に係るもの)を確認したところ、当該文書の不開示部分には、告訴・告発を受理・不受理とする理由や受理・不受理の方針等が記載されていた。

当該不開示情報は、実施機関において他の同種事件等における捜査等でも用いている情報であることから、これらの情報を開示することとなると、実施機関の捜査手法、判断基準、着眼点が特定されてしまい、これにより、犯罪を企図等する者が、実施機関による犯罪捜査等を回避する手法を用いて犯罪を実行することが可能となってしまうことから、これらの情報は、実施機関の捜査に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該不開示部分については、条例第16条第5号に該当し、不開示が妥当である。